

広島県告示第七百五十七号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表食品工業技術センターの項中

86	粒度分布測定装置	〃	六〇〇円
86	粒度分布測定装置	〃	六〇〇円
87	溶存酸素測定器	〃	三〇〇円
88	スタティックミキサ	一回（三時間以内）	五〇〇円
89	迅速アルコール測定システム	一時間	六〇〇円
90	小型真空タンブラー	〃	三〇〇円
91	かくはん装置	〃	三〇〇円
92	振とう器	〃	三〇〇円
93	真空フライヤー	〃	五〇〇円
94	水分計	〃	三〇〇円
95	味認識装置	〃	四、三〇〇円
96	デジタルマイクロスコープ	〃	一、一〇〇円

に改め、同表東部工業技

術センターの項中

102	高抵抗率計	一回（四時間以内）	六〇〇円
102	高抵抗率計	一回（四時間以内）	六〇〇円
103	マルチセンサ式座標測定機	一時間	二、八〇〇円

を

に改める。